



五管区水路通報第47号

1092項-1115項

平成25年11月29日

※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

| | | | |
|--------|--------------------------|---------|--------------|
| 第1092項 | 紀伊水道南方 | | 射撃訓練 |
| 第1093項 | 四国南岸 | 土佐湾 | 射撃訓練 |
| 第1094項 | 紀伊水道南方至る播磨灘 | | 海洋調査 |
| 第1095項 | 本州南岸 | 日高港 | 掘下げ作業 |
| 第1096項 | 和歌山下津港 | 外港 | 防波堤築造工事 |
| 第1097項 | 大阪湾 | | 追跡訓練 |
| 第1098項 | 大阪湾 | | 救難訓練 |
| 第1099項 | 阪神港 | 堺泉北区 | 灯台について |
| 第1100項 | 阪神港 | 大阪区、第3区 | 護岸築造工事 |
| 第1101項 | 阪神港 | 神戸区、第4区 | 消波ブロック設置作業等 |
| 第1102項 | 阪神港 | 神戸区、第4区 | レガッタ練習 |
| 第1103項 | 阪神港 | 神戸区、第4区 | 小型船舶実技講習 |
| 第1104項 | 阪神港 | 神戸区、第4区 | 小型船舶実技講習 |
| 第1105項 | 阪神港 | 神戸区、第5区 | 防災訓練 |
| 第1106項 | 阪神港 | 神戸区付近 | ヨットレース |
| 第1107項 | 明石海峡 | 明石海峡航路 | 海上作業 |
| 第1108項 | 淡路島 | 岩屋港 | 標識灯存在 |
| 第1109項 | 淡路島 | 由良港南西方 | 魚礁設置作業 |
| 第1110項 | 明石海峡 | 明石港 | 物揚場完成等 |
| 第1111項 | 姫路港東方 | | 魚礁設置作業 |
| 第1112項 | 相生港 | | 重量物荷役作業 |
| 第1113項 | 相生港 | | 重量物荷役作業 |
| 第1114項 | 家島諸島 | 家島港 | 物揚場改修工事 |
| 第1115項 | 四国南岸 | 甲浦港 | 灯台光達距離変更(予告) |
| お知らせ | A I Sバーチャル航路標識の実用化実験について | | |

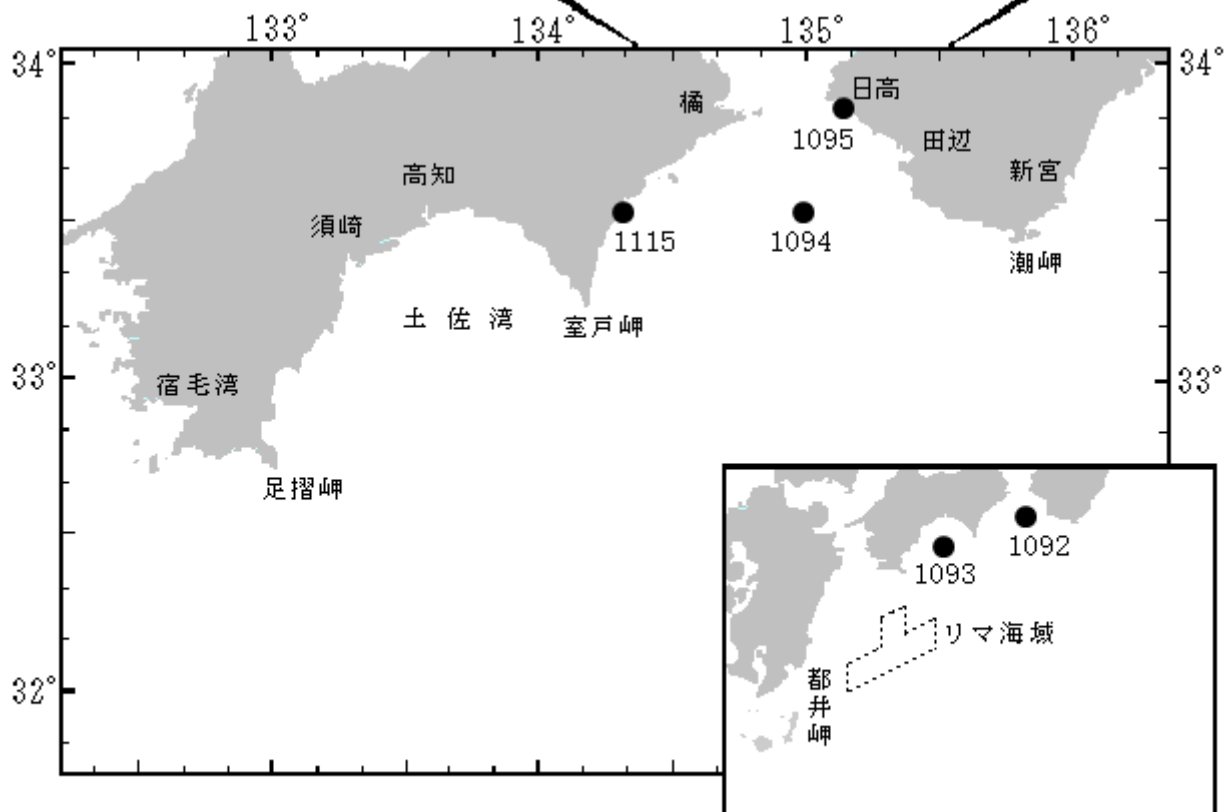
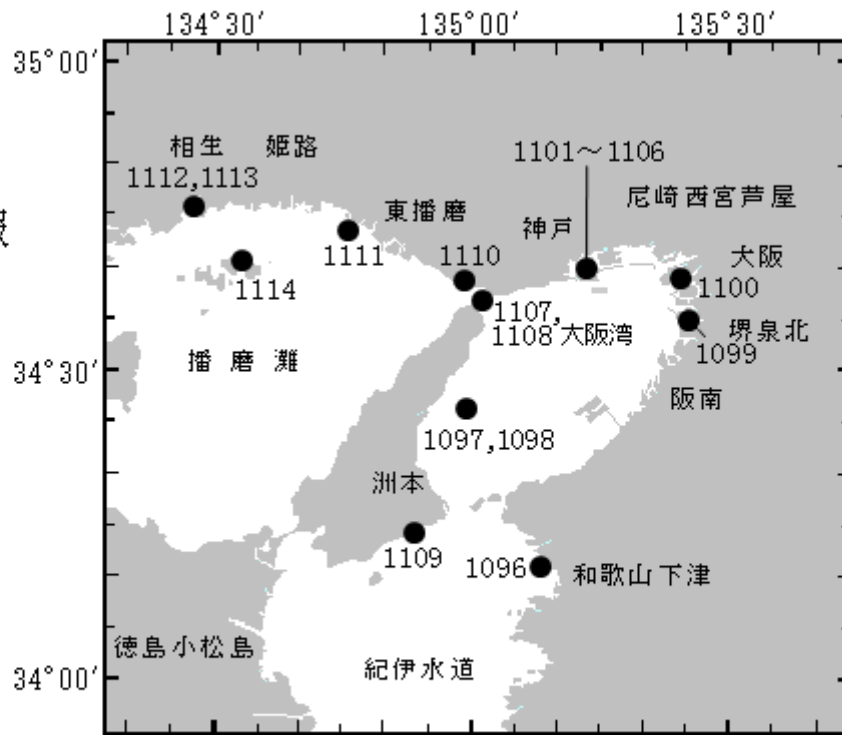
※海図の改補(小改正)のお知らせ(海上保安庁水路通報第46号(平成25年11月22日発行)掲載分)

| 海 域 | 改正内容 | 該当海図 | 項 数 | 五管区水路通報の 項数 |
|------------------|-------|-----------|-----|-----------------|
| 阪神港、大阪区、第3区及び第4区 | 浮棧橋撤去 | W123(JP共) | 852 | 25年40号886項、887項 |

五管区水路通報

第47号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで
〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1
第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係
TEL: 078-391-6651 (内線2515、2516)
FAX: 078-332-6307 (自動受信)

※五管区水路通報提供サービス
FAX: 078-332-6307……最新号(ポーリング受信方式)
インターネット: URL <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

★25年1092項 紀伊水道南方 射撃訓練

日ノ御埼南方において、巡視船による射撃訓練が実施される。

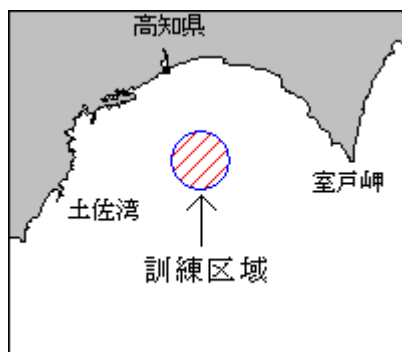
期 間 平成25年12月6日（予備日7日）0800～1630
 区 域 33-34.8N 135-03.0Eを中心とする半径5海里の円内海域
 備 考 巡視船は「NE4」及び「UY」旗を掲揚、紅色閃光灯を点灯
 海 図 W77（JP共）
 出 所 五本部警備救難部



★25年1093項 四国南岸 — 土佐湾 射撃訓練

土佐湾において、巡視船による射撃訓練が実施される。

期 間 平成25年12月9日～11日（予備日12日）0800～1700
 区 域 33-14.8N 133-40.8Eを中心とする半径5海里の円内海域
 備 考 巡視船は「NE4」旗を掲揚
 海 図 W108（JP共）
 出 所 海上保安大学校

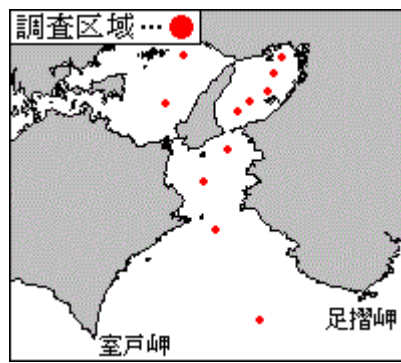


★25年1094項 紀伊水道南方至る播磨灘 海洋調査

測量船「海洋」（550総トン）による海洋調査が実施される。

期 間 平成25年12月14日～16日
 区 域 下記11地点付近
 (1) 33-20-00N 135-10-00E
 (2) 33-46-48N 134-54-50E
 (3) 34-01-48N 134-49-50E
 (4) 34-11-30N 134-59-02E
 (5) 34-22-42N 135-02-44E
 (6) 34-25-24N 135-07-08E
 (7) 34-28-18N 135-13-08E
 (8) 34-33-24N 135-15-14E
 (9) 34-38-18N 135-18-00E
 (10) 34-39-06N 134-42-44E
 (11) 34-25-00N 134-36-08E

備 考 測量船は白紅白のえん尾旗を掲揚
 荒天等により作業日に変更される場合がある
 海 図 W150A（JP共）-W150B-W150C（JP共）-W77（JP共）-W106（JP共）
 出 所 海上保安庁海洋情報部



★25年1095項 本州南岸 — 日高港 掘下げ作業

塩谷岸壁前面において、潜水士・グラブ浚渫船等による掘下げ作業が実施されている。

期間 平成26年2月7日まで（予備日を含む）0800～日没

区域 33-51-58N 135-09-15E 付近

備考 区域内に汚濁防止枠が設置される
作業中は警戒船が配備される

海図 W77（分図「日高港」、JP共）

出所 田辺海上保安部



★25年1096項 和歌山下津港 — 外港 防波堤築造工事

雑賀崎漁港において、作業船による防波堤の基礎築造工事が実施される。

期間 平成25年12月2日～平成26年1月23日（予備日24日～31日）日出～日没

区域 34-11-06N 135-08-37E 付近

備考 作業中は警戒船が配備される

海図 W1150（JP共）

出所 和歌山下津港長



★25年1097項 大阪湾 追跡訓練

淡路島東方において、巡視船による追跡訓練が実施される。

期 間 平成25年12月11日0930～1600、12日0930～1300

区 域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 34-28.7N 134-58.6E

(2) 34-28.2N 135-00.9E

(3) 34-20.4N 134-58.4E

(4) 34-21.0N 134-56.0E

備 考 巡視船は「UY」旗を掲揚
訓練中は警戒船が配備される

海 図 W150A(JP共)

出 所 五本部警備救難部



★25年1098項 大阪湾 救難訓練

大阪湾において、巡視船及び航空機による救難訓練が実施される。

期 間 平成25年12月11日1600～2100、24日0900～1300、26日0900～1300

区 域 下記5地点により囲まれる区域

(1) 34-33.0N 135-02.0E

(2) 34-33.0N 135-07.5E

(3) 34-22.0N 135-07.5E

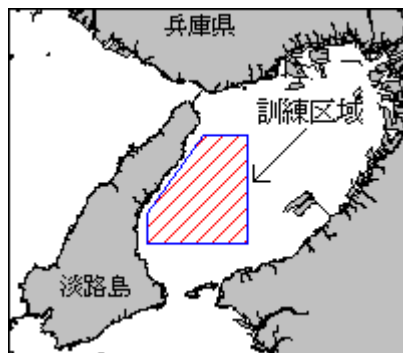
(4) 34-22.0N 134-55.0E

(5) 34-25.0N 134-55.0E

備 考 巡視船は「UY」旗を掲揚
荒天等により訓練が中止される場合がある

海 図 W150A(JP共)

出 所 関西空港海上保安航空基地



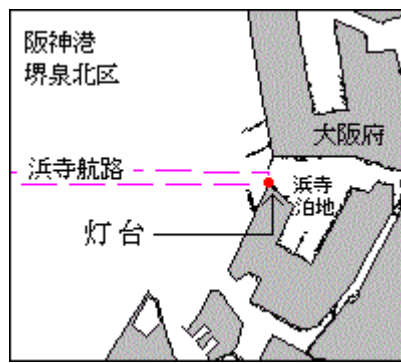
★25年1099項 阪神港 — 堺泉北区 灯台について

堺浜寺南防波堤灯台(灯台表第1巻3552)(34-33.3N 135-24.6E)は、改修工事実施に伴い足場が組まれるため、灯塔が見えにくくなる。

期 間 平成25年12月9日～平成26年2月中旬

海 図 W1110(JP共)

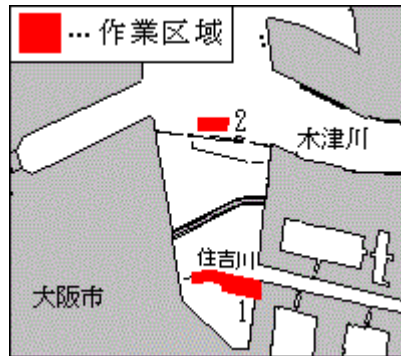
出 所 五本部交通部



★25年1100項 阪神港 — 大阪区、第3区 護岸築造工事

住吉川河口において、潜土工・ガット船等による護岸築造工事が実施されている。

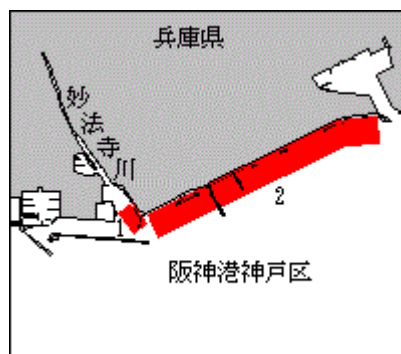
期間 平成25年12月27日まで 日出～日没
 区域 下記2地点付近
 (1) 34-37-04N 135-26-45E
 (2) 34-37-33N 135-26-42E
 備考 上記(2)地点において、瀬取り作業が行われる
 区域内に汚濁防止柵が設置される
 作業中は警戒船が配備される
 海図 W1148-W1146(JP共)-W123(JP共)
 出所 阪神港長



★25年1101項 阪神港 — 神戸区、第4区 消波ブロック設置作業等

神戸区第4区において、潜土工・起重機船等による消波ブロックの設置・撤去作業が実施されている。

期間 平成26年3月17日まで 日出～日没
 区域 1. 34-38-28N 135-08-10E 付近
 2. 下記3地点を結ぶ線上付近
 (1) 34-38-27N 135-08-14E
 (2) 34-38-42N 135-08-53E
 (3) 34-38-43N 135-08-59E
 備考 起重機船のアンカー位置に浮標が設置される
 作業中は警戒船が配備される
 海図 W101B(JP共)
 出所 阪神港長



★25年1102項 阪神港 — 神戸区、第4区 レガッタ練習

兵庫運河において、レガッタ練習が実施される。

期 間 平成25年12月1日～31日 日出～日没

区 域 34-39-28N 135-09-55E 付近

備 考 上記区域内にコースを示す赤色及び黄色浮標が多数設置される
練習中は警戒船が配備される

海 図 W101A(JP共)～W101B(JP共)

出 所 阪神港長



★25年1103項 阪神港 — 神戸区、第4区 小型船舶実技講習

和田岬西方において、小型船舶実技講習が実施される。

期 間 平成25年12月7日、8日、14日、15日、21日、22日、26日～29日
(予備日23日、24日) 0900～日没

区 域 下記2地点付近

(1) 34-39-05N 135-10-12E

(2) 34-38-54N 135-10-49E

備 考 上記(1)地点に蛇行コースを示す橙色球形浮標が3基設置される

海 図 W101A(JP共)～W101B(JP共)

出 所 阪神港長



★25年1104項 阪神港 — 神戸区、第4区 小型船舶実技講習

須磨沖において、小型船舶実技講習が実施される。

期 間 平成25年12月1日～31日 (予備日を含む) 0800～日没

区 域 下記2地点付近

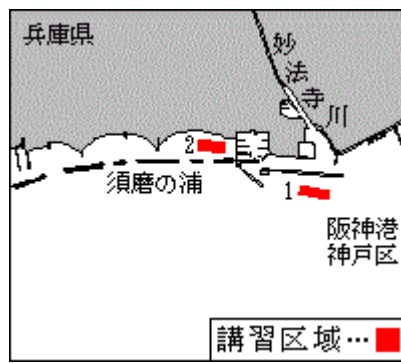
(1) 34-38-21N 135-08-06E

(2) 34-38-30N 135-07-42E

備 考 区域内に蛇行コースを示す橙色球形浮標が3基設置される

海 図 W101B(JP共)

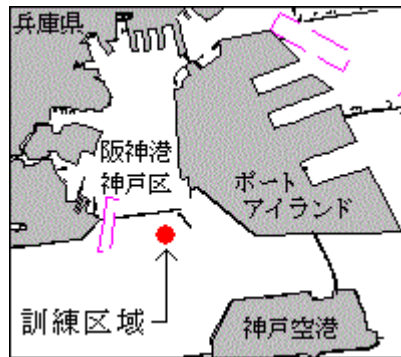
出 所 阪神港長



★25年1105項 阪神港 — 神戸区、第5区 防災訓練

第1防波堤南方において、消防艇等による放水を伴う防火訓練が実施される。

- 期間 平成25年12月10日 1140～1230
- 区域 34-39.0N 135-12.0E を中心とする半径200mの円内海域
- 備考 訓練中は警戒船が配備される
- 海図 W101A(JP共)～W101B(JP共)
- 出所 阪神港長



★25年1106項 阪神港 — 神戸区付近 ヨットレース

須磨沖において、クルーザーヨット(15隻)によるヨットレースが実施される。

- 期間 平成25年12月15日 1000～日没
- 区域 34-36-55N 135-08-36Eを中心とする半径1300mの円内海域
- 備考 上記区域内にコースを示す橙色円筒形浮標が2基設置される
レース中は警戒船が配備される
- 海図 W101B(JP共)～W131(JP共)
- 出所 神戸海上保安部



★25年1107項 明石海峡 ー 明石海峡航路 海上作業

明石海峡航路中央第3号灯浮標(灯台表第1巻3719)(34-36.1N 135-02.9E)において、測量船「うずしお」(30トン)を接舷しての作業が実施される。

期間 平成25年12月12日(予備日13日~26日)0830~日没

備考 測量船は白紅白のえん尾旗を掲揚

海図 W131(JP共)

出所 五本部海洋情報部



★25年1108項 淡路島 ー 岩屋港 標識灯存在

西防波堤北西端において、緑色標識灯が設置されている。

位置 34-35-36.6N 135-00-56.6E

海図 W1217(岩屋港)

出所 五本部海洋情報部



★25年1109項 淡路島 ー 由良港南西方 魚礁設置作業

由良港南西方において、ガット船による魚礁設置作業が実施されている。

期間 平成25年12月25日まで

区域 34-14.9N 134-53.8E 付近

海図 W1143-W150C(JP共)

出所 五本部海洋情報部



★25年1110項 明石海峡 — 明石港 物揚場完成等

1. 物揚場完成

区域 下記3地点を結ぶ線

- (1) 34-38-30.1N 134-59-14.9E (岸線上)
- (2) 34-38-30.0N 134-59-14.9E
- (3) 34-38-29.9N 134-59-16.3E (岸線上)

2. 防波堤延長

区域 下記3地点を結ぶ線上(幅7m)

- (4) 34-38-25.5N 134-59-17.9E (既設防波堤先端)
- (5) 34-38-25.2N 134-59-18.6E

備考 上記(4)地点に記載の緑色標識灯は存在せず、上記(5)地点に存在する

3. 消波ブロック設置

区域 下記2地点を結ぶ線上(幅約7m)

- (6) 34-38-25.2N 134-59-18.0E
- (7) 34-38-25.0N 134-59-18.3E

海図 W1217 (明石港)
出所 五本部海洋情報部



★25年1111項 姫路港東方 魚礁設置作業

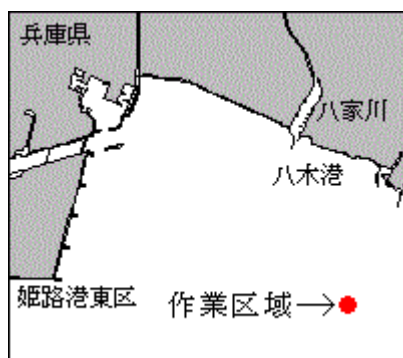
八木港南方において、潜水士・起重機船による魚礁設置作業が実施される。

期間 平成25年12月5日～平成26年3月25日(予備日を含む) 日出～日没

区域 34-45-27N 134-43-42E を中心とする半径100mの円内

備考 作業船のアンカー位置に浮標が設置される
作業中は警戒船が配備される

海図 W134A
出所 五本部海洋情報部



★25年1112項 相生港 重量物荷役作業

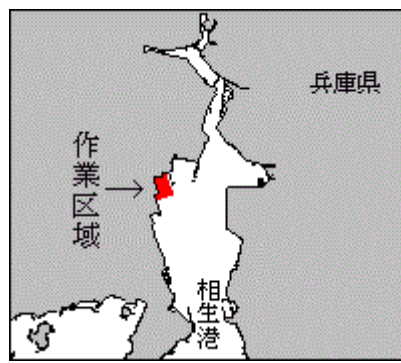
JMU DU工場前面において、起重機船による重量物荷役作業が実施される。

期間 平成25年12月3日(予備日4日～8日) 日出～日没

区域 34-47.1N 134-27.5E 付近

備考 起重機船のアンカーワイヤーの海面下5mの位置を示す橙色球形浮標が設置される
夜間起重機船が停泊する場合は、アンカーワイヤーの海面下5mの位置に黄色標識灯が設置される
作業中は警戒船が配備される

海図 W111 (相生港)
出所 姫路海上保安部



★25年1113項 相生港 重量物荷役作業

JMU DU工場前面において、起重機船による重量物荷役作業が実施される。
 期間 平成25年12月5日（予備日6日～10日）日出～日没
 区域 34-47-15N 134-27-39E 付近
 備考 起重機船のアンカーワイヤーの海面下5mの位置を示す橙色球形浮標が設置される
 夜間起重機船が停泊する場合は、アンカーワイヤーの海面下5mの位置に黄色標識灯が設置される
 作業中は警戒船が配備される
 海図 W111（相生港）
 出所 姫路海上保安部



★25年1114項 家島諸島 — 家島港 物揚場改修工事

五管区水路通報25年25号525項削除
 家島港において、潜水士・起重機台船等による物揚場改修工事が実施されている。
 期間 平成26年1月20日まで
 区域 34-40-41N 134-31-42E 付近
 備考 区域内に汚濁防止膜が設置される。
 潜水作業及び起重機台船を使用する作業中は警戒船が配備される
 海図 W1113
 出所 五本部海洋情報部



★25年1115項 四国南岸 ー 甲浦港 灯台光達距離変更（予告）

甲浦灯台（灯台表第1巻3020）（33-32.5N 134-18.1E）の光達距離が変更される。

予定日 平成25年12月10日

光達距離 新) 5.5海里

旧) 12.5海里

海図 W59（分図「甲浦港」）-W77（JP共）-W100A-W157

出所 五本部交通部



AISバーチャル航路標識の実用化実験について（第五管区海上保安本部）

第五管区海上保安本部は、明石海峡及び由良瀬戸（友ヶ島水道）における海上交通の安全性向上のため、船舶自動識別装置（AIS）の機能を活用したバーチャル（仮想）航路標識の実用化実験を実施しています。

AISバーチャル航路標識は、海上交通安全法に基づく経路の指定となる基点の位置に表示されます。

1 表示期間

明石海峡：平成24年4月17日1200から平成26年3月31日1200まで（日本時）
*平成25年4月1日以降継続

由良瀬戸：平成25年3月19日1200から平成26年3月31日1200まで（日本時）

2 表示位置



◇：AISバーチャル航路標識表示位置
Bn：北緯 34-36-19.8 東経 135-04-54.9
(明石海峡航路東方灯浮標の北方2,500m)



◇：AISバーチャル航路標識表示位置
Dn (D線北端)：北緯 34-17-52.5 東経 134-58-48.0
(友ヶ島灯台から315度、2,660m)
Ds (D線南端)：北緯 34-16-02.9 東経 134-58-48.0
(Dnから180度、3,380m)

明石海峡航路東口付近を航行する船舶は、次の経路によって航行してください。

- ① 東側から明石海峡航路東口に入航しようとする長さ50m以上の船舶は、A線の北側を航行するとともに、B線を横切って航行すること。明石海峡航路東方灯浮標から200以上離れた海域を航行すること
- ② 明石海峡航路を出て東航する長さ50m以上の船舶は、A線の南側を航行するとともに、明石海峡航路東方灯浮標から200m以上離れた海域を航行すること

由良瀬戸(友ヶ島水道)付近を航行する船舶は、次の経路によって航行して下さい。

- ① A線を横切って航行し、B線を横切って航行しようとする船舶、又はB線を横切った後、A線を横切って航行しようとする船舶は、洲本沖灯浮標の設置されている地点を左げんに見て航行すること
- ② C線を横切った後、B線を横切って航行しようとする船舶は、
・D線の西側の海域を航行すること
・D線から西に150メートル以上離れた海域を航行すること
- ③ B線を横切った後、C線を横切って航行しようとする船舶は、
・D線の東側の海域を航行すること
・D線から東に150メートル以上離れた海域を航行すること

3 インターネットによる情報（実験の詳細は、

下記のホームページに掲載しています。）

- 沿岸域情報提供システム <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/>
- 第五管区海上保安本部HP <http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/>

4 アンケート調査

本実験に関するアンケート調査を第五管区海上保安本部HPで実施していますので、ご意見をお聞かせください。 第五管区海上保安本部HPリンク先↓

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/contents/news/archives/cat47/honbu/soumu/cat2519/2013-07-02-1412-post-1087.html>

5 お問い合わせ先

第五管区海上保安本部交通部企画課

078-331-2710（直通）

（平日09:00~17:00）